

福祉局 虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的考え方

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

2 虐待の定義

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待に対する基本方針

- 1. 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。
- 2. 利用者の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する(以下「身体的拘束」という)を禁止する。
- 3. 前項の緊急やむを得ない場合とは、次の各号の要件をすべて満たしている場合をいう。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代

替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

4 虐待防止委員会の設置と構成員

1. 福祉局内に虐待防止委員会及を設置する他、施設ごとにも虐待防止委員会を設置する。
2. 虐待防止委員会の構成員は以下の通りとする
福祉局虐待防止委員会 福祉局長（全体の管理責任者）各施設の課長以上の管理職
施設の虐待防止委員会 各施設長（施設の管理責任者）各施設の総括主査以上の管理職
3. 福祉局虐待防止委員会の責任者は必要に応じて外部委員を任命することができる。
4. 虐待防止委員会は、年に3回以上定期的に開催すると共に、虐待あるいは虐待が疑われる行為があった場合には必ず開催をしなければならない。
5. 各施設の管理者は、必要に応じ各施設内にて虐待防止委員会を開催し、解決されない場合には委員長へその旨報告。委員長は必要に応じて臨時委員会を開催しなくてはならない。

5 虐待防止委員の責務と役割

1. 委員会は虐待が起らないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
2. 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者の権利宣言、障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者格差解消法、障害者総合支援法等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（i d e n t i t y）の向上にも努めるものとする。
3. 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行なわれていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
4. 委員会は、その他の各委員とも連携をとり利用者の虐待の虜のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

6 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1. 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する。
2. 福祉局全体研修は原則年1回、及び職員採用時に実施する。研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し保存する。

7 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1. 不適切な支援、虐待及び虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに関係機（県、市町村、児童相談所など）に報告する。
2. 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、管理職は職員に対し、利用者、利用者家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促す。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表する。

9 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附 則

本指針は令和6年4月1日より施行する。